

福岡県薬物乱用防止第五次五か年戦略について

福岡県薬物乱用対策推進本部
事務局：保健医療介護部業務課

本部の概要等

福岡県薬物乱用対策推進本部

【目的】行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。
【組織】国、県、政令市の取締機関、教育機関、更正矯正機関、行政機関等の34機関で組織。
薬物乱用防止五か年戦略

【概要】県における薬物乱用問題の早期解決に向け、関係機関で構成する本部が決定する指針。本戦略のもと、各機関が事業を実施。

【期間】第五次五か年戦略：平成31年度～平成35年度

◎平成25年度に第四次五か年戦略を策定、また、平成26年度には「福岡県薬物の濫用防止に関する条例」を制定し、シンナー・覚醒剤等薬物乱用の終息に向け関係機関が連携して対策を進めてきた結果、一定の成果が得られた。

-シンナー等乱用少年の検挙者数は平成26年に平成12年以降の全国ワースト1位から脱却した。
(平成29年の検挙者数は1人)。

-平成25年には56人であった危険ドラッグに起因する緊急搬送数も、平成29年は0と大幅に減少した。

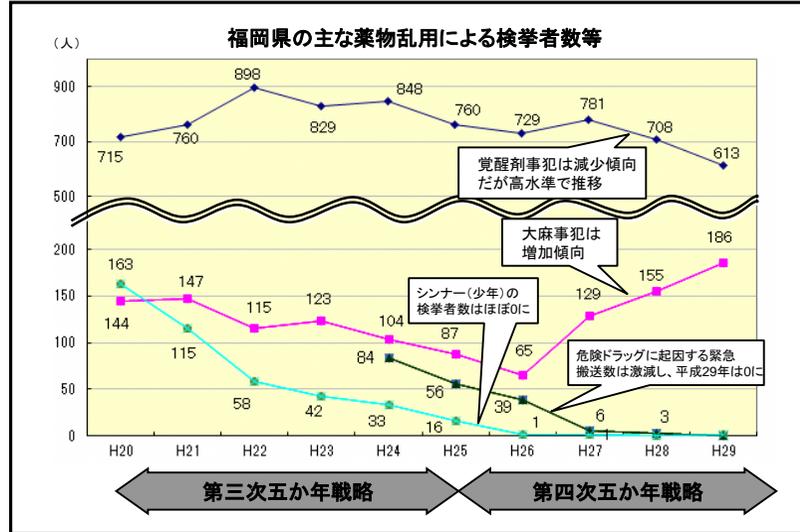
◎しかし、全体としては依然として厳しい情勢である。

-大麻事犯による検挙者数は若年層を中心に平成27年以降継続して増加傾向がみられ、平成29年の検挙者数は186人と、過去最多となった。

-覚醒剤事犯の検挙者数は高い水準で推移し、その依存性の強さから再犯者数も多く、本県の再犯者率は、全国よりも高い水準で推移している(平成29年は本県71.5%、全国65.5%)。

◎このため、「第五次五か年戦略」を新たに策定し、引き続き総合的かつ効果的な対策を強力に推進する必要がある。

本県の現状



本県の課題

- ・若年層を中心に大麻事犯による検挙者が増加しているため、特に有職・無職少年等若年層へ効果的な啓発を推進する必要がある。
- ・増加が見込まれる出入国旅客者が犯罪に関与しないよう、継続的に広報・啓発を行う必要がある。

目標

若年層を中心とした社会全体への啓発活動の強化・推進により、**覚醒剤、大麻等違法薬物乱用の未然防止**を目指す。

目標達成のための取組

- ① 小・中・高等学校等における**薬物乱用防止教室の開催**など**大麻等**薬物乱用防止に関する指導・教育の充実強化及び大学、専修学校等に対する啓発の推進
- ② 有職・無職少年に対する教育・啓発の強化
- ③ 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成
- ④ 関係機関等による相談体制の充実強化
- ⑤ **大麻を中心とした**広報啓発活動の推進と**効果の検証**
- ⑥ **海外渡航者、訪日外国人**に対する**広報・啓発活動の推進**

第五次戦略のポイント

- ・大麻等違法薬物乱用に関する若年層を中心とした啓発の強化
- ・薬物密売等の流通に関する需要側と供給側両面からの取締りの強化
- ・社会復帰支援体制の充実による再乱用防止対策の強化

取締り

- ・暴力団等によるインターネットを使用した薬物密売事件や大麻栽培事件の発生に加え、密売方法の巧妙化・潜在化が進んでおり、これらの供給源となる薬物密売組織並びに需要側の末端乱用者に対する取締りを強化する必要がある。
- ・未規制物質や多様化する薬物乱用形態に対する規制や取締りを徹底する必要がある。

暴力団等薬物密売組織の壊滅、巧妙化・潜在化する薬物密売への対処及び多様化する乱用薬物に関する監視指導・取締りの強化により、**覚醒剤、大麻等違法薬物の供給遮断**を目指す。

- ① **暴力団等薬物密売組織の壊滅**に向けた取締りの徹底
- ② **薬物乱用者等**に対する取締りの徹底
- ③ インターネットによる密売等の監視・取締り
- ④ **条例に基づく未規制物質の特定危険薬物指定と、多様化する薬物の種類・使用形態に応じた分析体制の強化**
- ⑤ 医療用麻薬及び向精神薬等の正規流通に対する指導監督の徹底
- ⑥ **薬物密輸入阻止**に向けた関係機関による**合同捜査等の推進**

再乱用防止

- ・薬物乱用者に必要な支援・回復を提供するため、関連機関との連携を強化し、適切な医療機関や民間団体に繋げる必要がある。
- ・薬物依存症者への医療提供体制を充実させるとともに、薬物依存症への正しい理解を社会に浸透させ、就労等長期的支援を続ける必要がある。

医療機関や民間団体などとの連携を強化し、**薬物乱用者の治療、回復及び社会復帰**へ包括的かつ継続的に支援することにより、**再乱用のない社会**を目指す。

- ① **薬物依存症に関する正しい理解の促進**
- ② **薬物乱用者を回復、社会復帰に繋げるための医療機関、民間団体などとの連携強化**
- ③ 薬物乱用者に対する教育・指導の充実による再乱用防止と社会復帰支援
- ④ 薬物依存症者に対する**医療提供体制の充実**と就労等の支援
- ⑤ 薬物乱用者の家族に対する相談体制・支援等の充実と周知